

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会の設置について

1 目的

- がん、脳血管疾患と並び、我が国の3大死因の一つである心疾患対策は、国民の保健衛生の向上にとって重要な課題であり、これまで、「健康日本21」における予防活動等への取り組みや、心筋梗塞等の急性期心疾患等に対し、「メディカルフロンティア戦略」におけるドクターヘリの活用など救急医療の充実等に努めてきたところ。
- 心疾患のうち、心室細動等に対し有効とされている電氣的除細動については、これまで、医師を始めとする医療従事者が専ら行うこととされ、非医療従事者の自動体外式除細動器（以下AEDという。）の使用については、航空機内で医師が不在の場合の客室乗務員の使用といった緊急やむを得ない場合に限り認められてきたところ。
- 今般、構造改革特区において、除細動器の開発の進展等に照らし、欧米諸国の例も参考に、非医師によるAEDの使用を認めるべきとの提案が寄せられたことを受けて、政府として、諸条件、すなわち、
 - ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
 - ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
 - ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
 - ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていることを満たしている場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反とならないものと考えられることを明らかにするとの方針を決定し、条件付きで非医療従事者によるAEDの使用を認めることとしたところ。
- このような状況を踏まえ、医学専門家を始め、心疾患患者の救命救急の問題に関わる関係団体代表を含む有識者からなる検討会を設置し、救急蘇生から見た非医療従事者によるAEDの使用の条件のあり方や、国民の理解を促進し普及啓発を図る方策等について検討を行うものである。

2 検討会の位置づけ

- ・ 医政局長が参集を委嘱するものとする。

3 検討スケジュール

- ・ 平成16年度前半を目途に結論を得ることとする。

4 その他

- ・ 会議の庶務は、医政局医事課の協力を得て、同指導課が行う。
- ・ 会議は原則として公開する。

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方
検討会」委員等名簿

	(氏名)	(役職)
	大越 裕文	日本航空健康管理室主席医師
	五阿弥 宏安	読売新聞東京本社論説委員
	小林 国男	帝京大学医学部救急医学教授
◎	島崎 修次	日本救急医学会理事長
	杉山 貢	横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター 高度救命救急センター教授
	鈴木 正弘	東京消防庁救急部長
	竹下 彰	前九州大学医学部循環器科教授
	野々木 宏	国立循環器病センター緊急部長
	野見山 延	国立療養所西甲府病院院長
	羽生田 俊	日本医師会常任理事
	古橋 美智子	日本看護協会副会長
	丸川 征四郎	兵庫医科大学救急・災害医学教授
	丸山 英二	神戸大学大学院法学研究科教授
	三井 俊介	日本赤十字社事業局救護・福祉部健康安全課長

(オブザーバー（行政関係者）)

警察庁長官官房総務課

〃 人事課

防衛庁運用局衛生官

総務省消防庁救急救助課

文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課

国土交通省海事局船員労働環境課

海上保安庁警備救難部救難課

(事務局)

厚生労働省医政局指導課

厚生労働省医政局医事課

平成15年11月18日現在

(五十音順、敬称略)

◎は座長（予定）

本検討会における検討スケジュール（案）

第1回 平成15年11月18日（火）

本検討会の開催について

ヒアリング（1）

フリートーキング

第2回

ヒアリング（2）

非医療従事者のAED使用に向けた整理すべき論点等の検討

第3回

報告書骨子案の検討

第4回

報告書とりまとめ